

# 第73回 | 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 開催日時

2020年6月23日(火曜日)午前10時  
(受付開始 午前9時)

## ■ 開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
東京日本橋タワー  
ベルサール東京日本橋 5階コンファレンスセンター  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

「スマート行使」で、  
スマートフォンでの議決権行使が便利に。

詳しくは同封のご案内チラシをご確認ください。

# ソーダニッカ株式会社

証券コード：8158

## 決議事項

議案 …………… 取締役6名選任の件

## 目次

第73回定時株主総会招集ご通知 ……………	1
株主総会参考書類……………	5
事業報告……………	10
連結計算書類……………	25
計算書類……………	28
監査報告書……………	32

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目6番2号

**ソーダニッカ株式会社**

代表取締役社長 長洲 崇彦

## 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2020年6月22日（月曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
ベルサール東京日本橋 5階コンファレンスセンター  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
議 案 取締役6名選任の件

以 上

### ◎新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、下記のとおりご案内いたします。株主様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- ・本株主総会にご出席される株主様は、開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様へのお土産の配布を予定しておりましたが、安全上の理由により、今回はお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会の議決権行使は書面またはインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。詳細につきましては3・4ページをご覧ください。

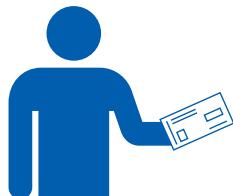
#### 【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。なお、当該連結注記表及び個別注記表につきましては、監査役及び会計監査人が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.sodanikka.co.jp>

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会に当日ご出席願えない場合



### ■書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、書面（議決権行使書）による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。

---

行使期限 | 2020年6月22日（月曜日）午後5時20分 到着

---



### ■インターネットによる議決権の行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) より、行使期限までに議決権をご行使ください。

（詳細は4ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。）

---

行使期限 | 2020年6月22日（月曜日）午後5時20分 まで

---

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

※詳しくは同封のご案内チラシをご覧ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンを用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

## 【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



## 〈スマート行使について〉



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

詳しくは、同封のご案内チラシをご覧ください。

### 1. 議決権行使のお取扱いについて

- (1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2)議決権の行使期限は、2020年6月22日（月曜日）午後5時20分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3)書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって、複数回またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### 2. 「議決権行使コード」及び「パスワード」のお取扱いについて

- (1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 3. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
  - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
  - イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
【電話】0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	会社における地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会への出席状況
1	<small>ながす たかひこ</small> 長洲 崇彦 再任	代表取締役社長	100% (14回中14回出席)
2	<small>みやもと たかひろ</small> 宮本 隆博 再任	取締役兼常務執行役員 経理本部長	100% (14回中14回出席)
3	<small>ほそや いわお</small> 細谷 巖 再任	取締役兼常務執行役員 化学品本部長兼機能材本部長 兼支店担当	100% (10回中10回出席)
4	<small>いけだ じゅん</small> 池田 純 再任 社外 独立	社外取締役 西松建設株式会社 社外取締役	100% (14回中14回出席)
5	<small>わたり ゆうじ</small> 渡 祐二 再任 社外 独立	社外取締役	100% (10回中10回出席)
6	<small>ふるかわ ゆうじ</small> 古川 裕二 再任 社外 独立	社外取締役 公益財団法人りそな中小企業 振興財団 理事長	100% (10回中10回出席)

# 1 なが す たか ひこ 長洲 崇彦 (1957年12月22日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2012年 4月	当社取締役兼執行役員 経営企画本部副本部長
2005年 4月	当社化学品第一部長		
2010年 6月	当社取締役兼執行役員 化学品営業本部副本部長	2012年 5月	当社代表取締役社長 (現在に至る)
2011年 4月	当社取締役兼執行役員 経営企画本部副本部長	2018年 4月	当社海外事業統括兼海外副本部長

## 所有する当社の株式数

95,334株

### ●取締役候補者とした理由

長洲崇彦氏は、化学品事業、海外事業、経営企画、事業戦略などの幅広い分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備え、2012年5月より代表取締役社長としての職責を担っております。これらの経験及び見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

# 2 みや もと たか ひろ 宮本 隆博 (1962年2月14日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2017年 4月	当社国内営業全般統括 兼基礎化学品営業本部・スペシャリティ ケミカル営業本部・機能材営業本部担当
2009年 4月	当社広島支店長		
2013年 4月	当社執行役員 機能材本部長	2018年 6月	当社営業全般統括 兼基礎化学品営業本部・スペシャリティ ケミカル営業本部・機能材営業本部担当
2013年 6月	当社取締役 (現在に至る)		
2015年 4月	当社機能材本部長兼支店管掌	2019年 4月	当社機能材セグメント長 兼スペシャリティケミカル営業本部長
2015年 6月	当社常務執行役員 (現在に至る)	2020年 4月	当社経理本部長 (現在に至る)
2016年 4月	当社営業統括本部長兼営業全般管掌		

## 所有する当社の株式数

35,567株

### ●取締役候補者とした理由

宮本隆博氏は、機能材事業などの営業分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備え、2013年6月より取締役としての職責を担っております。これらの経験及び見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

### 3 細谷 巖 (1961年2月10日生)

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2018年4月	当社常務執行役員 (現在に至る)
2006年4月	当社紙パルプ部長	2019年4月	当社化学品セグメント長兼基礎化学品営業 本部長兼Go forward全体統括兼支店担当
2011年4月	当社札幌支店長	2019年6月	当社取締役 (現在に至る)
2015年4月	当社経営企画室長	2020年4月	当社化学品本部長兼機能材本部長兼支店担当 (現在に至る)
2015年6月	当社執行役員 経営企画室長		
2017年4月	当社執行役員 営業統括本部長兼経営企画室長		

#### 所有する当社の株式数

18,767株

#### ●取締役候補者とした理由

細谷巖氏は、紙パルプ事業、経営企画の分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備え、2019年6月より取締役としての職責を担っております。これらの経験及び見識が当社の経営に活かせるものと判断し、取締役候補者となりました。

### 4 池田 純 (1952年2月28日生)

社外取締役  
候補者

独立役員

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	三菱商事株式会社入社	2016年6月	当社社外取締役 (現在に至る)
1998年12月	米国三菱商事本店 汎用化学品部長 (ニューヨーク)		
2003年5月	三菱商事株式会社 経営企画部兼事業開発部		西松建設株式会社 社外取締役 (現在に至る)
2005年4月	同社 先端化学品本部長		
2006年4月	同社 執行役員		
2009年6月	三菱商事フードテック株式会社 代表取締役社長		
2012年11月	三菱商事ライフサイエンス株式会社 代表 取締役社長		
	興人ライフサイエンス株式会社 代表取締 役社長	重要な兼職の状況	西松建設株式会社 社外取締役

#### 所有する当社の株式数

0株

#### ●社外取締役候補者とした理由

池田純氏は、長年にわたり商社等の経営に携われており、経営者としての豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えておられると判断し、選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

## 5 渡 祐 二 (1951年8月15日生)

社外取締役  
候補者

独立役員

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	ライオン油脂株式会社 (現 ライオン株式会社) 入社	2010年1月	同社 上席執行役員 購買本部長
2004年3月	ライオン株式会社 執行役員 ビューティーケア事業本部長	2011年3月	同社 取締役
2007年3月	同社 執行役員 ハウスホールド事業本部統括部長	2012年1月	同社 取締役 執行役員
2008年3月	同社 執行役員 購買本部長	2014年1月	同社 常務取締役 執行役員
		2016年3月	同社 代表取締役 専務取締役 執行役員
		2018年3月	同社 顧問
		2019年6月	当社社外取締役 (現在に至る)

### 所有する当社の株式数

0株

#### ●社外取締役候補者とした理由

渡祐二氏は、長年にわたり製造会社の経営に携われており、経営者としての豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えておられると判断し、選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

## 6 古 川 裕 二 (1961年9月24日生)

社外取締役  
候補者

独立役員

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社協和銀行 (現 株式会社りそな銀行) 入行	2017年4月	りそな決済サービス株式会社 代表取締役社長
2009年3月	株式会社りそな銀行 執行役員	2017年6月	公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長 (現在に至る)
2012年4月	同行 常務執行役員	2019年6月	当社社外取締役 (現在に至る)
2013年4月	同行 代表取締役副社長兼執行役員		
2014年4月	同行 取締役兼執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員 株式会社りそなホールディングス 代表執行役		重要な兼職の状況 公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長 株式会社佐藤渡辺 社外取締役 (2020年6月25日就任予定)
2014年6月	同社 取締役兼代表執行役		

### 所有する当社の株式数

0株

#### ●社外取締役候補者とした理由

古川裕二氏は、長年にわたり銀行の経営に携われており、経営者として豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えておられると判断し、選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

- 
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 池田純、渡祐二、古川裕二の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 池田純氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。  
渡祐二、古川裕二の両氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、池田純、渡祐二、古川裕二の各氏と会社法第427条第1項及び定款規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しており、本議案において各氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、池田純、渡祐二、古川裕二の各氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復基調で推移していたものの、通商問題や中国経済の先行きに対する懸念や新型コロナウイルスの流行による世界経済の停滞が懸念されるなど、日本国内における製造業の生産や輸出は慎重な姿勢が続いておりました。

当社グループに関係の深い業界につきましても、同様に生産に慎重な姿勢が見られました。

このような環境の下、当社グループにおきましては、当連結会計年度より新中期経営計画「Go forward STAGE 2」を始動させ、将来の飛躍に向けた成長軌道を切り開くことを目標としております。国内市場においては収益基盤の徹底強化を図るとともに、新たなビジネスチェーンの構築を目指し、海外市場においては中国・ASEAN地域における、更なる市場の開拓を図っております。これらの基本方針を掲げ、事業活動に注力してまいりましたが、当連結会計年度は主力商品のか性ソーダをはじめとする市況変動の影響を受けました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高997億4千9百万円（前期比△4.4%減）、営業利益10億3千万円（同△25.1%減）、経常利益12億9千8百万円（同△22.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益8億4千万円（同△24.8%減）となりました。

#### ▶ 連結業績

	前 期 2019年3月期	当 期 2020年3月期	前 期 比
売 上 高	104,319百万円	99,749百万円	△4.4%
営 業 利 益	1,376	1,030	△25.1
経 常 利 益	1,683	1,298	△22.9
親会社株主に帰属する当期純利益	1,118	840	△24.8

セグメント別の概況は次のとおりであります。

#### 化学品事業

無機薬品につきましては、主力商品のか性ソーダは市況の下落及び取扱数量の減少により減収となりました。その他の商品では次亜塩素酸ソーダが市況の回復により、またマンガン化合物が輸出の増加により増収となりましたが、水酸化マグネシウム及び塩素酸ソーダは取扱数量の減少により減収となりました。

有機薬品につきましては、フロン溶剤が洗浄剤用途で好調であったことにより、また加工でんぷん類が取

扱数量の増加により増収となりましたが、その他の石油化学製品は需要が振るわず減収となりました。

この結果、化学品事業といたしましては、売上高は前期に比べ2.3%減の748億2千6百万円、セグメント利益（営業利益）は前期に比べ4.2%減の24億7千9百万円となりました。

### 機能材事業

包装材料につきましては、ポリプロピレンフィルム及びナイロンフィルムは中国向け輸出の好調により増収となりましたが、複合フィルムは取扱数量の減少により減収となりました。

合成樹脂につきましては、工業用製品が中国向け輸出の好調により増収となりましたが、ポリエチレン樹脂は市況の悪化により減収となりました。

機器類につきましては、機械器具設置工事は増収となりましたが、電気関連機器及び包装関連機器は大型案件の減少により減収となりました。

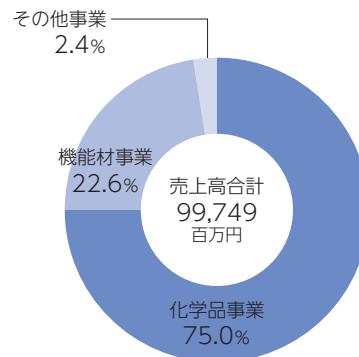
この結果、機能材事業といたしましては、売上高は前期に比べ10.7%減の225億8千1百万円、セグメント利益（営業利益）は前期に比べ17.4%減の5億2千4百万円となりました。

### その他事業

その他事業につきましては、売上高は前期に比べ4.8%減の23億4千2百万円、セグメント利益（営業利益）は前期に比べ37.5%減の4千9百万円となりました。

#### ▶事業別売上高

セグメント	売上高	前期比	構成比
化学品事業	74,826百万円	△2.3%	75.0%
機能材事業	22,581	△10.7	22.6
その他事業	2,342	△4.8	2.4
合計	99,749	△4.4	100.0



## (2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、社債及び新株式の発行による資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、2025年度を最終年度とする長期ビジョン「Go forward」を策定し、その達成へ向けて邁進しております。

その第二ステージである中期経営計画「Go forward STAGE 2」（当連結会計年度から2023年3月期の4年間）で、国内においては、新たなビジネスチェーンの構築や収益基盤の徹底強化を図り、海外においては中国・ASEAN地域の更なる開拓を進めてまいります。更には、持続的成長を図るための積極投資を実施し、目標とする経営指標の達成に向け成果を上げていくことが当面の対処すべき課題と捉えております。

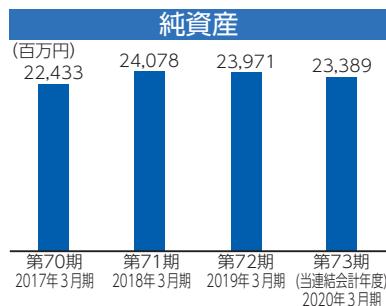
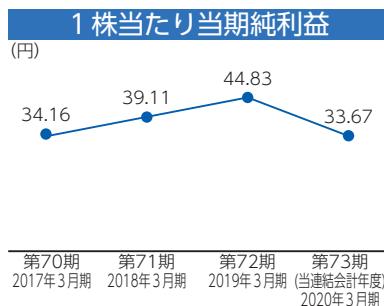
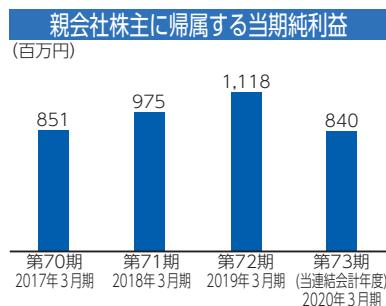
また、引き続きコンプライアンスや環境貢献活動及び持続可能な開発目標（SDGs）に対する取り組みを経営の最重要課題の一つと認識し、企業の社会的責任（CSR）を果たしてまいります。更に、コーポレートガバナンスの充実などステークホルダーの信頼に応えるとともに、人材育成や財務体質の強化に努め企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第70期 2017年3月期	第71期 2018年3月期	第72期 2019年3月期	第73期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高 (百万円)	92,469	98,199	104,319	99,749
経常利益 (百万円)	1,271	1,500	1,683	1,298
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	851	975	1,118	840
1株当たり当期純利益 (円)	34.16	39.11	44.83	33.67
総資産 (百万円)	54,681	62,411	63,001	58,467
純資産 (百万円)	22,433	24,078	23,971	23,389
1株当たり純資産額 (円)	899.42	965.39	961.12	936.51

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第72期から適用しており、第71期以前の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。



## (6) 主要な事業内容

セグメント	主要商品群等
化学品事業	ソーダ製品、ソーダ二次製品、アンモニア系製品、その他無機薬品、塩素系・フッ素系・石油系溶剤、石油化学製品、有機ファインケミカル
機能材事業	合成樹脂原料、合成樹脂製品、ガラス繊維、包装資材製品、工事、機器、電子材料、産業用材料、資源リサイクル・処理剤
その他事業	連結子会社7社（ソーダニッカビジネスサポート株式会社、曹達日化商貿（上海）有限公司、PT. SODA NIKKA INDONESIA、株式会社日本包装、SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.、モリス株式会社、株式会社日進）、賃貸収入

## (7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
ソーダニッカビジネスサポート株式会社	10 百万円	100 %	グループ会社の事務処理業務の受託、倉庫・運送業、化学工業薬品の販売
曹達日化商貿（上海）有限公司	300	100	化学工業薬品・合成樹脂等の販売
PT. SODA NIKKA INDONESIA	349	97	化学工業薬品・合成樹脂等の販売
株式会社日本包装	16	100	包装資材加工販売
SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.	108	100	化学工業薬品・包装資材等の販売
モリス株式会社	10	100	海外進出企業のコンサルティング業務他
株式会社日進	30	100	包装資材・石油化学製品の加工及び販売、機器及び装置類の販売

(注) 上記子会社は連結子会社であります。

## (8) 主要な事業所

①**当社** 本社：東京都中央区  
支社：関西支社  
支店：札幌支店、仙台支店、名古屋支店、広島支店、高松支店、福岡支店

②**子会社** ソーダニッカビジネスサポート株式会社（東京都中央区）  
曹達日化商貿（上海）有限公司（中国 上海市）  
PT. SODA NIKKA INDONESIA（インドネシア ジャカルタ）  
株式会社日本包装（岡山県岡山市）  
SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム ホーチミン）  
モリス株式会社（東京都中央区）  
株式会社日進（愛知県名古屋市）

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減
333名	36名増

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員31名は含んでおりません。  
2. 従業員数が当期に増加しておりますが、これは海外現地社員20名を含めた算出方法に変更したこと等によるものであります。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
267名	29名増	40.9歳	16年7ヶ月

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員31名は含んでおりません。  
2. 従業員数が当期に増加しておりますが、これは子会社出向社員19名を含めた算出方法に変更したこと等によるものであります。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	1,600百万円
株式会社みずほ銀行	1,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	900

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 24,975,323株 (自己株式数192,677株を除く。)  
 (3) 株主数 6,175名 (前期比292名減)

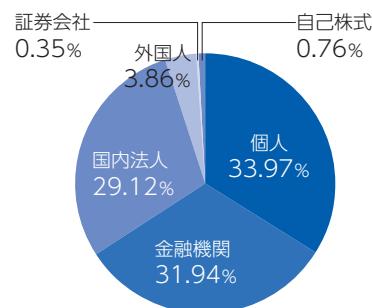
(内、議決権を有する株主数5,568名、前期比416名減)

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,257 千株	5.03 %
株式会社りそな銀行	1,215	4.86
A G C 株式会社	1,124	4.50
セントラル硝子株式会社	1,124	4.50
株式会社三井住友銀行	1,100	4.40
株式会社みずほ銀行	991	3.97
株式会社 A D E K A	972	3.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	755	3.02
ソーダニッカ従業員持株会	612	2.45
株式会社三菱UFJ銀行	590	2.36

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

▶所有者別株式分布状況



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	長 洲 崇 彦	海外事業統括兼海外本部長
取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員	毛 利 正 人	経理部門長兼リスク管理・コンプライアンス・内部統制担当
取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員	宮 本 隆 博	機能材セグメント長兼スペシャリティケミカル営業本部長
取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員	細 谷 巖	化学品セグメント長兼基礎化学品営業本部長兼Go forward全体統括兼支店担当
社 外 取 締 役	足 立 吉 正	
社 外 取 締 役	池 田 純	西松建設株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	渡 祐 二	
社 外 取 締 役	古 川 裕 二	公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長
常 勤 監 査 役	小 柴 邦 彦	
社 外 監 査 役	土 屋 洋 泰	監査法人まほろば 統括代表社員
社 外 監 査 役	菊 池 眞	

- (注) 1. 当期中における役員の変動は次のとおりです。  
取締役細谷巖、社外取締役渡祐二、古川裕二の各氏は、2019年6月25日開催の第72回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役林哲也、社外取締役西島康二の両氏は、2019年6月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 社外取締役足立吉正、池田純、渡祐二、古川裕二、社外監査役土屋洋泰、菊池眞の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役土屋洋泰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 2020年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 洲 崇 彦	
取 締 役	毛 利 正 人	社長補佐
取締役兼常務執行役員	宮 本 隆 博	経理本部長
取締役兼常務執行役員	細 谷 巖	化学品本部長兼機能材本部長兼支店担当

<ご参考> 取締役兼務以外の執行役員は次のとおりであります。(2020年4月1日現在)

役 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	増 澤 茂	管理本部長兼リスク管理・コンプライアンス・内部統制担当
執行役員	望 月 和 彦	営業統括本部長兼営業企画部長兼中期経営計画海外戦略担当
執行役員	木 村 知 彦	名古屋支店長兼営業グループマネージャー兼業務グループマネージャー
執行役員	松 尾 保 幸	関西支社長
執行役員	目 崎 龍 二	経営企画本部長兼Go forward全体統括兼中期経営計画推進担当

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円) 及び対象員数 (名)					
		基本報酬		賞与		株式報酬	
		総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数
取締役	186	145	10	30	4	11	4
(うち社外取締役)	(45)	(45)	(5)	—	—	—	—
監査役	26	26	3	—	—	—	—
(うち社外監査役)	(14)	(14)	(2)	—	—	—	—
合計	212	171	13	30	4	11	4

- (注) 1. 当年度末日時点における在籍人員は、取締役8名、監査役3名ですが、上記報酬額には、2019年6月25日付をもって退任した取締役2名が含まれています。
2. 上記賞与額は、当事業年度中に費用処理した取締役に対する役員賞与引当金30百万円です。
3. 上記株式報酬額は、当事業年度中に費用処理した社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与による報酬額11百万円です。
4. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。
5. 取締役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第59回定時株主総会において年額250百万円以内と決議されており、また、上記とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額は、2019年6月25日開催の第72回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されています。
6. 監査役の報酬限度額は、1985年6月27日開催の第38回定時株主総会において月額3百万円以内と決議されています。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職に関する事項

社外取締役及び社外監査役の兼職の状況は「3. (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と各兼職先との間に記載すべき関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取 締 役	足 立 吉 正	14回中14回	—	当事業年度開催の取締役会の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	池 田 純	14回中14回	—	当事業年度開催の取締役会の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	渡 祐 二	10回中10回	—	2019年6月25日取締役就任以降に開催された取締役会の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取 締 役	古 川 裕 二	10回中10回	—	2019年6月25日取締役就任以降に開催された取締役会の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	土 屋 洋 泰	14回中13回	10回中10回	当事業年度開催の取締役会14回中13回及び監査役会の全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	菊 池 眞	14回中14回	10回中10回	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	33百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 記載金額は単位未満を四捨五入して表示しております。  
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当事業年度に対価を支払った非監査業務の内容は、会計、税務関連のアドバイザー業務に係るものです。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を次のとおり決議しております。  
(最終改定 2015年5月12日)

#### 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① すべての役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範に則した行動を行うため、「ソーダニッカ行動規範」、「行動ガイドライン」、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
- ② 「コンプライアンス規程」に基づき、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、コンプライアンスに関する基本方針を策定し、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を計画的かつ定期的に実施する。また、コンプライアンス委員会は取り組み状況を把握し、取締役会に報告する体制とする。
- ③ コンプライアンスに関する相談・連絡の窓口として、「内部通報窓口」を社内を設置し、情報の収集と改善に努め、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ④ 業務執行の状況を把握しその改善を図るため、「内部監査規程」を定め、これに基づき業務執行部門から独立した内部監査部門（監査室）が内部監査を実施する体制とする。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を適切に行うため、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を定め、これに基づき情報を保存するものとし、管理水準の向上を図る。

#### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「リスク管理総括規程」を定め、これに基づき事業継続のための体制を整備、構築する。
- ② 「リスク管理総括規程」に基づき、社長をリスク管理統括責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、当社のリスク管理体制整備、教育、浸透を図る。また、リスク管理委員会は、当社の取り組み状況を把握し、取締役会に報告する。
- ③ 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスク管理委員会が「緊急対策本部」を設置し、迅速な対応を行うことにより、損失、被害を最小限にとどめる体制を整える。

#### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、中期経営計画及び年度予算を定め、達成すべき目標を明確化し、その進捗状況の管理を行う。
- ② 取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の業務執行状況の管理、

監督を行う。

- ③ 業務執行における重要事項については、経営会議を原則として毎週1回開催し、審議を行い、業務執行の円滑な運営を行う体制とする。
- ④ 取締役会の決定に基づく職務執行は、「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、責任と権限を明確にするとともに効率的に執行できる体制とする。
- ⑤ 取締役の監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化と責任の明確化を推進する。

#### 5 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

#### 6 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社と子会社が、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営し、事業の発展を図るため、「関係会社管理規程」を定め、これに基づき子会社の経営状況等を管理する体制とする。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化することにより、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制とする。
- ③ 子会社については、自主的経営を基本とするが、子会社の業績、財務状況等を定期的に当社に報告し、重要な案件は事前に当社の承認を得る体制とする。
- ④ コンプライアンス、リスク管理の基本となる「ソーダニッカ行動規範」、「行動ガイドライン」、「コンプライアンス規程」「リスク管理総括規程」については、子会社も適用範囲に含め規程を配付し、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う体制とする。
- ⑤ 子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、「内部通報窓口」（ホットライン）を当社と子会社の共用のものとして設置し、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

#### 7 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合、または監査役求めがあった場合には、監査役と協議のうえ、内部監査部門等の使用人を監査役スタッフとして配置を行うものとする。
- ② 当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。当該使用人の人事については、監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとする。

#### 8 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査役に回覧する。
- ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役に報告を行う。
- ④ 「内部通報窓口」（ホットライン）の担当部署は、内部通報の受付・対応状況について、定期的に当社監査役に報告を行う。
- ⑤ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

## 9 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催するものとする。
- ② 監査役は、必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用できる。
- ③ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

## (2) 「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の概要

### ① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスに係るガイドライン及び諸規程を整備し、当社及び子会社に周知しています。当事業年度におきましては、コンプライアンス部門責任者によるコンプライアンス全体会議を1回開催し、当社「行動ガイドライン」に基づくコンプライアンス教育、啓蒙活動を実施のうえ、その実施状況を取締役に報告しました。

### ② 情報保存管理体制

当社は、情報の保存及び管理を適切に行うため、取締役会等の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書は、文書管理規程その他関連する規程に基づき、適切な保存期間を設定のうえ、適切に管理・保存しており、全ての取締役・監査役が必要に応じて閲覧できるようにしています。

### ③ リスク管理体制

当社は、当事業年度においてリスク管理委員会を7回開催し、リスク管理を着実に実行するため、リスク管理項目の見直し及び評価、対策の策定及び状況の確認等を実施のうえ、その実施状況を取締役に報告しました。

### ④ 取締役の職務の執行について

当事業年度において取締役会を14回開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の業務執行状況の管理・監督を行いました。経営会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会付議事項の事前審議、経営上の重要な事項の審議・決議や重要な業務上の報告等を行いました。

### ⑤ 子会社経営管理について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、定期的に子会社の経営状況・財務状況について報告を受け、重

要度に応じて事前に当社の取締役会の承認を受ける体制にしています。

#### ⑥ 監査役の職務の執行について

当事業年度において監査役会を10回開催し、取締役の業務執行を監査しました。各監査役は、取締役会をはじめ重要な会議へ出席し、経営会議付議事項や経営上の重要情報について、取締役・使用人からの報告や実地調査等により監査を行いました。また、各監査役は、内部監査部門（監査室）・会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図りました。

### (3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社は、「ソーダニッカ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に圧力を加える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求は断固拒絶することを基本方針として定めるとともに、「行動ガイドライン」、「関係法令の手引き」において、反社会的勢力排除に関する具体的な行動基準を定め、役職員がこの行動基準を遵守するよう、周知徹底に努めております。

### (4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針等については特に定めておりません。

### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、財務体質の充実強化を図りながら、業績の推移を見据えた上で安定的な配当維持を基本としております。

内部留保金に関しましては、今後の事業拡大に伴う増加運転資金等に備えるものであり、将来的には収益の向上を通じて株主に還元できるものと考えております。

この基本方針に基づき、当期の業績及び財務内容等を総合的に勘案した結果、当期の期末配当金につきましては、1株につき7円とさせていただきます。この結果、中間配当金7円を含めた年間配当金は14円となります。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>46,041</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>32,388</b>
現金及び預金	10,323	支払手形及び買掛金	25,921
受取手形及び売掛金	33,497	短期借入金	5,040
商品及び製品	1,204	未払法人税等	248
その他	1,041	賞与引当金	290
貸倒引当金	△25	役員賞与引当金	30
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,425</b>	損害補償損失引当金	41
<b>有形固定資産</b>	<b>1,644</b>	その他	816
建物及び構築物	408	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,688</b>
車両運搬具	5	繰延税金負債	923
土地	1,087	再評価に係る繰延税金負債	194
その他	143	退職給付に係る負債	1,059
<b>無形固定資産</b>	<b>371</b>	預り保証金	505
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,409</b>	その他	6
投資有価証券	9,752	<b>負 債 合 計</b>	<b>35,077</b>
長期貸付金	25	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	639	<b>株 主 資 本</b>	<b>19,947</b>
貸倒引当金	△7	資本金	3,762
<b>資 産 合 計</b>	<b>58,467</b>	資本剰余金	3,140
		利益剰余金	13,098
		自己株式	△54
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,442</b>
		その他有価証券評価差額金	3,291
		繰延ヘッジ損益	1
		土地再評価差額金	148
		為替換算調整勘定	18
		退職給付に係る調整累計額	△16
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>23,389</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>58,467</b>

## 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	99,749
売上原価	93,089
売上総利益	6,660
販売費及び一般管理費	5,629
営業利益	1,030
営業外収益	344
受取利息	2
受取配当金	296
その他	44
営業外費用	77
支払利息	38
売上割引	11
その他	28
経常利益	1,298
特別利益	67
投資有価証券売却益	67
特別損失	57
会員権評価損	15
損害補償損失引当金繰入額	42
税金等調整前当期純利益	1,307
法人税、住民税及び事業税	503
法人税等調整額	△36
当期純利益	840
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	840

## 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
2019年4月1日残高	3,762	3,130	12,607	△64	19,435
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△349		△349
親会社株主に帰属する 当期純利益			840		840
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		10		9	20
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変 動 額 合 計	—	10	491	9	511
2020年3月31日残高	3,762	3,140	13,098	△54	19,947

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
2019年4月1日残高	4,417	△0	148	27	△55	4,536	23,971
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当						—	△349
親会社株主に帰属する 当期純利益						—	840
自己株式の取得						—	△0
自己株式の処分						—	20
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,126	2	—	△8	38	△1,093	△1,093
連結会計年度中の変 動 額 合 計	△1,126	2	—	△8	38	△1,093	△582
2020年3月31日残高	3,291	1	148	18	△16	3,442	23,389

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>44,837</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>32,123</b>
現金及び預金	9,620	支払手形	515
受取手形	8,007	買掛金	25,246
売掛金	25,201	短期借入金	5,000
商品及び製品	1,023	繰上債	0
前渡金	801	未払費用	106
その他の金	207	未払法人税等	257
貸倒引当金	△24	前受金	241
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,064</b>	預り金	386
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,461</b>	賞与引当金	20
建物	185	役員賞与引当金	275
構築物	158	役員賞与引当金	30
機械及び装置	41	損害補償損失引当金	41
車両運搬具	1	その他	1
工具器具備品	62	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,616</b>
土地	1,011	リース債務	0
リース資産	1	繰延税金負債	930
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>363</b>	再評価に係る繰延税金負債	194
ソフトウェア	361	退職給付引当金	985
電話加入権	1	預り保証金	505
水道施設利用権	1	<b>負 債 合 計</b>	<b>34,739</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,240</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	9,739	<b>株 主 資 本</b>	<b>19,723</b>
関係会社株式	531	資本金	3,762
関係会社出資金	346	資本剰余金	3,140
従業員長期貸付金	17	資本準備金	3,116
破産更生債権等	4	その他資本剰余金	24
敷金保証金	494	利益剰余金	12,874
会員の権	111	利益準備金	417
その他の	0	その他利益剰余金	12,457
貸倒引当金	△6	固定資産圧縮積立金	70
<b>資 産 合 計</b>	<b>57,902</b>	別途積立金	2,700
		繰越利益剰余金	9,686
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△54</b>
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>3,439</b>
		その他有価証券評価差額金	3,289
		繰延ヘッジ損益	1
		土地再評価差額金	148
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>23,162</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>57,902</b>

## 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	97,476
売上原価	91,245
売上総利益	6,231
販売費及び一般管理費	5,181
営業利益	1,050
営業外収益	340
受取利息	2
受取配当金	296
その他	41
営業外費用	65
支払利息	36
売上割引	11
その他	17
経常利益	1,324
特別利益	67
投資有価証券売却益	67
特別損失	259
会員権評価損	15
損害補償損失引当金繰入額	42
関係会社株式評価損	201
税引前当期純利益	1,133
法人税、住民税及び事業税	490
法人税等調整額	△40
当期純利益	683

## 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2019年4月1日残高	3,762	3,116	14	3,130
当 期 中 の 変 動 額				
圧縮積立金の取崩額				—
剰余金の配当				—
当期純利益				—
自己株式の取得				—
自己株式の処分			10	10
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	—	—	—	—
当期中の変動額合計	—	—	10	10
2020年3月31日残高	3,762	3,116	24	3,140

	株 主 資 本						自己株式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計		
	利益準備金	その他利益剰余金			繰越利益 剰 余 金			
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金						
2019年4月1日残高	417	71	2,700	9,351	12,540	△64	19,369	
当 期 中 の 変 動 額								
圧縮積立金の取崩額		△0		0	—		—	
剰余金の配当				△349	△349		△349	
当期純利益				683	683		683	
自己株式の取得					—	△0	△0	
自己株式の処分					—	9	20	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
当期中の変動額合計	—	△0	—	335	334	9	354	
2020年3月31日残高	417	70	2,700	9,686	12,874	△54	19,723	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	4,415	△0	148	4,562	23,931
当期中の変動額					
圧縮積立金の取崩額				—	—
剰余金の配当				—	△349
当期純利益				—	683
自己株式の取得				—	△0
自己株式の処分				—	20
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△1,125	2	—	△1,123	△1,123
当期中の変動額合計	△1,125	2	—	△1,123	△768
2020年3月31日残高	3,289	1	148	3,439	23,162

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

#### ソーダニッカ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮原さつき ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原幸夫 ㊟  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソーダニッカ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーダニッカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

### ソーダニッカ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮原さつき ㊟  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 栗原幸夫 ㊟  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソーダニッカ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

ソーダニッカ株式会社監査役会

常勤監査役	小柴邦彦	㊞
社外監査役	土屋洋泰	㊞
社外監査役	菊池眞	㊞

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
ベルサール東京日本橋 5階コンファレンスセンター



## 交通のご案内

- 地下鉄 銀座線、東西線、浅草線  
日本橋駅 B6出口 (駅直結)  
半蔵門線 三越前駅 B6出口より徒歩3分

※会場へは地下1階のエレベーターをご利用ください。

